

金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するコメント

2012年7月31日、金融庁は、臨時報告書による開示対象子会社の範囲、外国会社が提出する有価証券届出書の記載内容等の見直しを内容とする改正案を公表した。

経理委員会では、これに対し、改正内容に異論はないとしつつ、実務負担への配慮、開示対象子会社の範囲に係る要件についての検討を求める意見を取り纏め、2012年8月28日、金融庁に提出した。

2012年8月28日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

一般社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

7月31日に公表されました掲題改正案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

臨時報告書の提出事由を追加することに異論はないが、以下の3点につき、ご検討頂きたい。

1. 本案に抵触する子会社の取得で、かつ特定子会社の異動も伴う場合には、開示府令における両号（第19条第2項第3号および、第8号の2）における開示のタイミングが異なることから、二度の臨時報告書の提出が必要となる点については、実務負担を考慮し、ご配慮頂きたい。
2. 子会社の取得が業務執行機関ではなく、取締役会等の経営機関に決裁が委ねられている場合は、業務執行機関の意思決定時点ではなく、経営機関の意思決定時点で提出するとの理解でよいか、ご確認頂きたい。
3. 子会社取得の対価の額には、株式又は持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額が含まれること、及び、「一連の行為」には、子会社取得の目的、意図を含む諸状況に照らし、当該子会社取得と実質的に一体のものとして認めら

れる子会社取得が該当すること、という基準を設け、「取得の対価」の範囲を広範に解釈している。そのため、「取得の対価」が提出会社の純資産額あるいは連結会社の連結純資産額の 15%以上となる時、を臨時報告書による開示対象子会社の範囲とすると、開示対象となる案件が増加し、臨時報告書の発行が増えすぎると考えられる。従い、開示対象子会社の範囲について、現行制度における特定子会社の定義における純資産要件を一部引継ぎ、「取得の対価」が提出会社の純資産額あるいは連結会社の連結純資産額の 30%以上となる時、とすることをご検討頂きたい。

以 上